

大人気の ふるさと納税で



実は **松戸は大損!**

大流行! 増える ふるさと納税!

ふるさと納税とは? =自治体への寄付です!



税金の無駄遣いは許さない!

「ふるさと納税制度」は2008年にスタートしました。制度の利用者は2010年までは横ばいだったのですが、2011年に急増しました。その理由は東日本大震災による被災地支援の為の寄付です。

ふるさと納税の実績額 (総務省資料より)

	利用者数	寄付金額
2008年	33,149人	72.6億円
2009年	33,104人	65.5億円
2010年	33,458人	67.1億円
2011年	741,667人	649.1億円
2012年	106,446人	130.1億円
2013年	133,928人	141.9億円

表の様に、ふるさと納税の実績額は、スタートから6年で利用者は約4倍、寄付金額は約2倍と大きく増加しています。さて、なぜこのように大きく数字を伸ばしているのでしょうか? その答えとは?

原ゆうじのプロフィール
 1965年 松戸生まれ 上本郷小、第六中、立教高校、立教大学理学部 化学科 卒
 [商社]長瀬産業(株)勤務を経てペーカリー店経営 現北松戸商店会会長
 2010年 市議会議員初当選。現在2期目。

TEL&FAX 047-367-6754
 E-mail yuji.hara@gmail.com
公式ホームページ
<http://www.hara88.mobi>
 原ゆうじ 検索

なぜ、こんなにも「ふるさと納税」する人が増えてきているのか? そのメリットとは?

メリットその1 地域の特産品など、返礼品がもらえる!

ふるさと納税として地方自治体に寄付をすると、多くの自治体からその地域の特産品など、返礼品がもらえます。それは概ね寄付額の半額程度の返礼品が送られるケースが多いようです。

最近では、返礼品は地域の特産品などに限らず、その地域の宿泊券や施設の入場券はたまた、「雪下ろし券」のように「サービス」を返礼品にする所が出てくるなど各自自治体がアイデアを凝らし、返礼品も多様になってきています。ふるさと納税は、自治体にとり、単に、税収の増加だけでなく、返礼品を送ることで、その自治体の特産品のPRが出来、かつその街に興味を持ってもらうことで、訪れてくれる人を増やすなど、シティプロモーションの成功にもつなげられる制度にもなっています。



栃木県茂木町 寄付金額1万円で「道の駅もてぎ豪華詰め合わせ」(内容)※5kg、焼酎、ゆず加工品4本、イチゴジャム

メリットその2 税金が控除される! 2,000円を超える部分が全額、税金が控除に!

「ふるさと納税」という言葉のせいで、自分の故郷に対する納税の制度ではと思われがちですが、実は、ふるさと納税は自分の好きな自治体に「寄付をする制度」と位置付けられています。

「寄付」ということなので、寄付額によりその分の税金が控除できます。その控除の額は、2,000円を超える部分が確定申告をすることで、寄付額が自分の納めている住民税額のおおよそ一割までなら(2014年末まで)所得税、住民税から全額を控除することが出来ます。

表:ふるさと納税、いくらできる? 控除限度額の目安

単身者の場合		
給与収入	ふるさと納税金額	返金される金額
300万	16,000円	14,000円
400万	24,000円	22,000円
500万	34,000円	32,000円
600万	43,000円	41,000円
700万	59,000円	57,000円
800万	71,000円	69,000円
900万	82,000円	80,000円
1,000万	94,000円	92,000円

メリットその3 ふるさと納税(寄付)の使い道を自分で決められる!

ほとんどの自治体で寄付の「使い道」を決めることが出来るようになってきました。例えば、ある市の寄付メニューに「図書館の建築」や、「美しい自然を守るための森林育成」、「子育て環境の充実」などがあった場合、自分の共感が持てる分野に、使い道を選択することができます。ふるさと納税は、自身で税金の使い道を決めることのできる唯一の制度かもしれません!

メリットまとめ

このようなメリットから、まとめてみますと、例えば、年収700万円の人が59,000円をふるさと納税した場合、表の様に、2,000円を除く部分、57,000円が税金控除となります。また、その控除(57,000円)の内訳は、その人の所得税率が20%とすれば、まず、所得税が57,000円×20%=11,400円還付されます。翌年の住民税から残額の57,000円-11,400円=45,600円を控除することが出来ます。

結果、この人はわずかに実質2,000円の負担で、59,000円の半額、25,000円程の返礼品を受け取ることができ、かつ、その使い道も選ぶことが出来ます。更には、寄付先から、感謝され、感謝状などが贈られることとなります。なるほどふるさと納税人気の理由が、わかるというものです。

さて、いいことづくめのようなふるさと納税、なぜ、松戸にとっては大損なのか? その答えは裏面に!!

大きな税制改正！ますますふるさと納税は大人気に！！

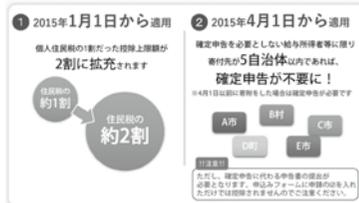
今年、2015年、ふるさと納税に対して、大きな税制改正が行われています。変更点は下記2点です！

変更点その1 控除限度額が約2倍に！（平成27年1月1日より）

住民税のおよそ1割程度だった所得税の還付、住民税の控除額が1月1日より2割に拡大されました。つまり、控除限度額がおよそ2倍になったわけです。

変更点その2 確定申告が不要に！ワンストップ特例制度の導入！（平成27年4月1日より）

確定申告が不要な給与所得者は、申請書送付することで、寄付先が5自治体までなら確定申告を不要とすることができるようになりました。こうした改正によりますますふるさと納税は盛んになると思われます！



国もずるい！？ 報道の陰で、松戸にとって大きな税の改正が同時に行われた！

今回の改正では、報道はほとんどされないにもかかわらず、実は、松戸にとっては大きな影響のある改正もされました。それは、今回の改正の目玉である確定申告不要のワンストップ特例制度では、税金の控除がすべて住民税から行われるようになったことです。

これまで寄付額から2,000円を除く税金の控除は、まず、国に入る所得税を引き、残額を住民税（市6：4県）から控除していました。しかし、ワンストップ特例では、国に入る所得税は減額なし、つまり、影響なしとしたわけで、逆に、松戸市や千葉県から見れば、この改正でさらに税収が減るようになってしまったわけです。

こうした改正で税控除はどうなるのか？表面、年収700万円（サラリーマン）の人が59,000円を寄付した例でみると、改正前は、所得税（20%）11,400円、住民税45,600円（市民税27,360円、県民税18,240円）。改正後はワンストップ特例を利用すれば、所得税はゼロ、住民税から59,000円すべて控除することになり、市民税は27,360円から35,400円と影響は大きくなります。約2倍に控除限度額が引き上げられているので、限度額いっぱいまで寄付したとすれば、影響もさらに倍程度となってしまいます。

ふるさと納税で松戸は大損！？ その理由は、市税控除の増大！！

さて、こうした寄付する人にとっては魅力ある改正がなされたわけですが、我が街、松戸からみればこうした改正は結局、プラスなのでしょうか、マイナスなのでしょうか？

答えはズバリ、マイナスです。その理由は、こうしたように市税控除により税収が減るからです。松戸市民が、他自治体に寄付をすれば、当然、多くの方が「寄付控除」をするわけですから、住民税である市民税も控除となります。もちろん、それを上回るように松戸への寄付が多ければ問題はありませぬ！

さて、現状で松戸市への寄付額と市民税の控除額、どちらが多いのでしょうか？現状では残念ながら「市民税の控除額」の方が多く、かつ今後も、こうした改正によりますますその差は広がるのは必至と思われます。つまり、ふるさと納税が盛んになればなるほどおそらくは松戸の市民税は減収になっていくと思われます。

ふるさと納税で松戸は大ピンチ！！ その現状は？

松戸市への寄付額と寄付金控除の現状については以下の通りとなっています。

（松戸市への寄付額推移表）
注：都市整備公社、新松戸郷土資料館解散に伴う寄付は除く

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	100件	61件	96件	101件	？
金額	5699万円	2821万円	4349万円	2067万円	600万円？

（寄付控除人数と控除額の推移表）
注：住民税は寄付年度の翌年度に控除

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
控除人数	472人	579人	2001人	4000人？
控除金額	910万円	1379万円	4608万円	一億円以上？

表からもわかるように、松戸市への寄付は激減していますが、逆に、寄付金控除は人数、金額ともここ3年で、なんと！約5倍と急増しています。この数字は、税制改正前の数字ですので、改正後（27年～）はさらにふるさと納税が増えると予想され、となると、ますます市民税控除の額が増え、その額はおそらくは億を超えてくるのではと思われます。

まさに松戸の大ピンチ！
という状況になってきたのではないのでしょうか。
ではどうしたら良いのか？

原ゆうじの考え！松戸はふるさと納税への対応を急ぐべき！

ふるさと納税への対応を何もしていない松戸市のありえない現状！これでいいのか！！

さて、現在、松戸市へ、ふるさと納税（寄付）する場合、どんな流れになっているのでしょうか？一般的には、まず市のホームページにアクセスし、寄付申請書をダウンロード、その申請書に必要事項を記入して、現金を振り込むか市役所に持参しふるさと納税（寄付）をします。

しかし、現状では返礼品は無し、クレジット決済も出来ません。そして寄付メニューは13ありますが、具体的に、何の事業のどの部分に寄付を使いますといったような選択も出来ません。そして、寄付金額、使途の公表もホームページ等で行われていません。いずれも、ふるさと納税による寄付を集めている自治体では当然のように行われているものです。果たしてこれで、松戸への寄付は集まるのでしょうか？ 答えはNO!と思います。このままでいいのか！そこで

返礼品、クレジット決済の導入、寄付メニューの具体化、使途の公表をすべきだ！

原ゆうじの考える「ふるさと納税」への現状での対応策は以下の通りです。

- ①返礼品の導入 特産品だけにこだわらず、市内の工場や商店（例えばラーメン等の加工品）で製造されたものも含め考えるべき。返礼品合戦はどうかと思うが、現状では返礼品は必要と考えます。
- ②クレジット決済導入 ふるさと納税サイト等からの寄付が多い現状を考えれば必須、少額寄付にも対応を！
- ③寄付メニューの具体化 何に対して寄付を集めるのか。具体的になればなるほど寄付のし甲斐があるはず
- ④寄付金額&使途の公表 ホームページ等でわかりやすく。これでリピーターの確保を！

いずれも他自治体では行っているところも多く、松戸もすぐに行くべきだと思います。逆に、行わなければ、さらに松戸市への寄付は減り、逆に他自治体へのふるさと納税が進み、結果、市民税控除が増え松戸の税収が減ることになるでしょう。ますます、元気のない松戸になるかもしれません。

私の一般質問での市の答えは、「研究、検討する」とのことでしたが、そんな悠長なことを言ってる場合ではないはず！すぐにでも「ふるさと納税」への対応を市は危機感持って行うべきと私は確信します。併せて、「ワンストップ特例制度での所得税還付の廃止」はおかしい！と国に対しはっきりと市は言うべきとも考えます。今後も、原ゆうじは松戸を元気に！の公約達成の向け、ふるさと納税への対応を急ぐべき！と活動を続けます！